

# 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、バディーズジュニアバスケットボールクラブ(以下『クラブ』という。)と称する。

(目的)

第2条

本クラブは、中学生を対象にバスケットボールを指導し次世代を担う子供たちの健全な育成を図るとともに、栃木県のバスケットボール推進と地域社会に貢献し活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(目的2)

**鉄則**

- ①礼儀を重んじる。(挨拶・返事)
- ②専用用具・施設内器具等を大切に使う。
- ③仲間を敬う。
- ④ルールを重んじる。
- ⑤練習後はすぐ帰宅する。

(事業)

第3条

前条の目的を達成するために行う事業  
(1)バスケットボールに関するスクールの設置運営  
(2)各種大会・イベントの開催  
(3)各種講習会・研修会の開催  
(4)クラブに関する広報活動  
(5)その他クラブの目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種類)

第4条

- (1)メンバーワン・メンバーツー・メンバースリー会員
- (2)ワンデイ・ミニ会員

(入会資格)

第5条

クラブに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。  
(1)栃木県の中学校に在籍している中学生。  
(2)栃木県の小学校に在籍している小学生6年生。(ミニバス引退後)  
(3)本クラブの目的に賛同する者である。  
(4)クラブの定める諸規定を遵守する者である。

(除名)

第6条

クラブは、第5条の要件を満たさない会員について除名することができる。

(入会・会費)

第7条

クラブの入会・会費に関する事項は、別に定める。  
1度納入した会費は、一切返還しない。

## 第3章 会計

(資金)

第8条

クラブの資金は、次の通りとする  
①入会金  
②月会費  
③事業収入  
④補助金  
⑤寄付金・協賛金

(資金の管理)

第9条

クラブの資金は事務局が管理する。

(資金用途)

第10条

入会金・月会費より使われる資金  
①施設使用料  
②会員証  
③スポーツ保険  
④クリニック・交流試合  
⑤事務手数料など  
⑥応急処置用医薬品(テーピング等)

(大会等)

第11条 交流試合・カップ戦などの大会等に出場する場合  
遠征費などは別途徴収になります。  
(出場選手に限ります、また料金を徴収しない場合もございます)

#### 第4章 事故の責任

(事故の責任)

第12条 会員は、クラブの活動に際しては、施設管理責任者又は指導者の責任において行動するものとする。  
前項に違反して盗難・傷害等の事故が発生してもクラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

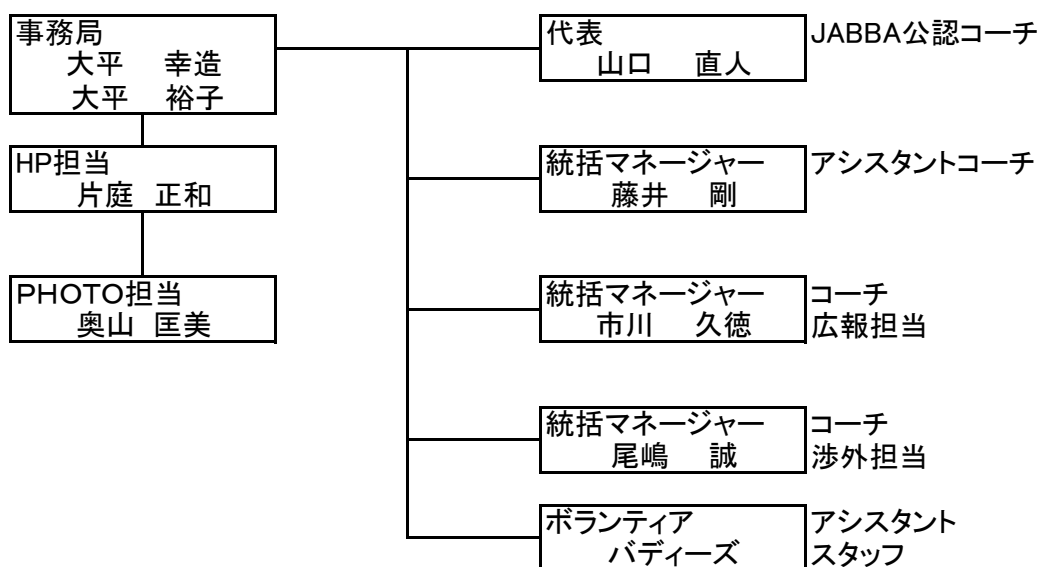
(保険の加入)

第13条 会員は、スポーツ安全保険等の傷害保険に加入しなければならない。  
クラブは、活動中に起きた事故以外の責任はないものとし、万が一活動中に起きた事故に関しては対象範囲内でのみ対応するものとする。

#### 第5章 組織図

(スタッフ)

第14条



#### 第6章 休会・退会

(休会・退会)

第15条 なんらかの理由で休会・退会する場合は、前の月20日までに  
連絡し退会・休会の手続きをするものとする。

#### 第7章 細則

(細則)

第16条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、理事会での議決により定める。

(事務局)

第17条 当クラブを有限会社 バディーズカンパニーの中2階に事務局とし設置する。  
住所を栃木県宇都宮市大寛2-7-6とする。

附則

この規約は平成19年10月1日より施行する